

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		犬山扶桑防犯協会補助金		市の担当部課	市民部防災交通課		
				問い合わせ先	0568-44-0347		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山扶桑防犯協会		代表者名	会長 奥田 朋近		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山扶桑防犯協会補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成2年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		補助対象の団体は、犬山警察署管内で組織されており、地域防犯活動の中心として活動している団体であり、他に替わる団体はないため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		防犯活動の促進及び活性化を図ることにより、地域住民の自主防犯の意識の高揚及び防犯活動の推進を図る。					
補助金の額 ( )は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算		
		1,822,000 円	1,822,000 円	1,822,000 円	1,822,000 円		
		(1,822,000 円)	(1,822,000 円)	(1,822,000 円)	(1,822,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		安全なまちづくり県民運動の実施 防犯教室等の開催 防犯キャンペーンの実施 など					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		3,774,348 円			
		うち補助事業全体の経費		3,774,348 円			
		うち補助対象経費		3,774,348 円			
		補助対象経費の内訳		運営費		377,788 円	
				事業費		1,664,880 円	
				人件費(パート職員1名)		1,723,200 円	
雑費				8,480 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		1,822,000円			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	精算の必要がないため		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		地域において、防犯講話、防犯教室、防犯キャンペーンなど防犯活動を推進することにより、住民に犯罪に対する注意喚起を促すとともに防犯意識の高揚を図ることができた。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		1,563,817 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		1,563,817 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無	

※令和2年度の実績に基づき作成しています。